

お知らせ

昭和 37 年度 岡山県畜産技術講習生募集 (養鶏・酪農・和牛)

県の畜産関係試験場（養鶏試験場、酪農試験場、和牛試験場）では、いま来年度の畜産技術講習生の募集を行なっています。あたらしい畜産技術の実際を実習や講義を通じて1年間講習を行なうもので、農家でこれから畜産経営に取り組む方、農村の第一線指導者を志す方々の応募をおすすめします。

養鶏講習生募集要綱（岡山県養鶏試験場）

- 1、募集人員 15名
- 2、応募資格 養鶏の飼育に熱意を有する身体強健・志操堅実な者で次のいずれかに該当するもの。
 - (1) 高等学校卒業者（昭和 37 年 3 月卒業見込みの者を含む）又はこれと同等以上の学力があると認められるもの。
 - (2) その他岡山県養鶏試験場長が適当と認められた者。
- 3、手続 応募者は願書提出期日までに、次の書類を一括して岡山県養鶏試験場長あて提出すること。
 - (1) 入所願（別記様式） 1通
 - (2) 履歴書（市販の用紙） 1通
 - (3) 戸籍抄本 1通
 - (4) 最終学校の成績証明書 1通
 - (5) 医師の健康診断書 1通
- 4、願書受付期間
昭和 37 年 2 月 10 日から昭和 37 年 3 月 5 日まで
- 5、受験通知
願書を提出した者には選考日までに受験票を郵送する。
- 6、選考月日及び場所と選考方法
 - (1) 選考月日 昭和 37 年 3 月 12 日
 - (2) // 場所 岡山県養鶏試験場
 - (3) // 方法 一般常識に関する筆記及び面接
- 7、合格通知 昭和 37 年 3 月 15 日に本人あて通知する。
- 8、入所期日 昭和 37 年 4 月 2 日

酪農講習生募集（岡山県中国酪農講習所一酪農試験場併設）

（詳細は 1 月号掲載）

- 1、願書受付期間 3 月 15 日まで
- 2、選考期日 3 月 23 日午前 9 時
- 3、// 場所 津山市大田 県立中国酪農講習所

和牛講習生募集（岡山県和牛試験場）

（詳細は 1 月号掲載）

- 1、願書受付期間 昭和 37 年 2 月 10 日から 3 月 20 日まで
- 2、選考期日 昭和 37 年 3 月 26 日
- 3、// 場所 新見市千屋 岡山県和牛試験場

ふらん育すう施設資金について

養鶏振興法にうたわれている養鶏振興と農家経済の安定のために、同法にもとづいて県知事の登録を受けたふ化業をいとなむ会社または個人に対して公庫資金の貸付が行なわれます。

これは 36 年 8 月に公庫の業務方法書、融資要綱の一部が変更され、主務大臣指定の施設としてふ卵育すう施設が加えられたものです。この資金の概要はつぎのとおり。

1、貸付対象事業の範囲

ふ卵器、ふ卵舎、育すう器、育すう舎の新設

2、貸付の相手方

ふ化業を営む者

ふ化業者とは、養鶏振興法（昭和 35 年法律第 49 号）第 7 条の規定により、知事の登録をうけた会社または個人であって、所有するふ卵器（借入金により取得する分を含む）の種卵収容能力が 20 万卵以下のものに限定されます。

なお、ふ化業者であっても農協の組合員である場合には、公庫からの融資はうけられず、農業近代化資金の融資をうけることとなります。

3、償還期限 10 年以内

4、据置期間 2 年以内

岡山畜産便り 1962.02

- 5、貸付金の限度 1人当り 200万円以内(この200万円とは貸付金残高)
- 6、融資率 所要資金の60%以内
- 7、貸付の方法 委託貸付とする。(公庫の受託金融機関—岡山県の場合は中国銀行扱)
- 8、借入申込、手続き等詳細は県庁畜産課へ問合わせのこと。

- (4) 据置期間及び償還期限
据置期間 2年以内
償還期間 10年以上
- (5) 融資率
原則として50%以内

2、借入申込手続等

必要書類および取扱いについての詳細は県畜産課へ問合わせること。

乳業施設資金の 融資取扱の細目きまる

農林漁業金融公庫では、乳業者資金によって酪農振興法で定める市町村で乳業をいとなむ個人または会社に対して必要資金の貸付を行ない、酪農の健全な発達、農業経営の安定をはかることにしていますが、この資金の融資要綱や取扱の細目をこのほど正式に決め、今後5年間この方法で貸付を行なうことにしています。

その概要はつぎのとおりです。

1、貸付条件

(1) 貸付事業対象事業

飲用牛乳用処理施設、バター製造施設、チーズ製造施設、れん乳製造施設又は粉乳製造施設の改良、造成または取得。

(2) 貸付の相手方

酪農振興法第3条の規定による集約酪農地域、または同法第18条の規定により酪農経営改善計画を作成した市町村の区域内で、乳業を営なむ個人または会社であって、都道府県知事から意見書が交付された者

(意見書の交付基準の概略)

- (イ) 日産生乳処理加工能力30トン以上(新たに施設することにより30トン以上になる場合も含む)の乳製品製造施設を設置する場合。
- (ロ) 日産生乳処理加工能力10トン以上(新たに施設することにより10トン以上になる場合も含む)の飲用牛乳用処理施設を設置する場合。
- (ハ) (イ) および(ロ)以外の乳業施設であって酪農及び乳業の合理化を図るため特に必要と認められる場合。

(3) 利 率

年7分5厘

岡山畜産便り 1962.02